



総合計画



川崎をもっともっと
住みやすいまちにするために。

令和8(2026)年3月

はじめに

～ 選ばれ続ける「最幸のまち」をめざして ～

この度、市政運営の指針となる「川崎市総合計画」を10年ぶりに改定しました。

社会経済環境が大きく変化する中、本市もさまざまな面で転換期を迎えています。人口はこの10年間で約6%増加し、まもなく156万人に達しようとしており、今後当面の増加が見込まれる活力ある都市です。

市内企業の業績も堅調で、市の支援等による新規起業数は、この10年間で約2.5倍に増加するなど、地域経済の勢いも確かなものとなっています。

一方で、平均年齢の若い本市においても、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれ、地域社会を支える人材や労働力の不足が一層深刻化することが想定されます。

こうした変化に現行の制度やしくみのままで向き合うことは難しく、市民生活を守り、持続可能な成長を実現していくためには、発想や手法の転換が求められます。

今、川崎に暮らすすべての皆さま、そして、未来の川崎市民にも選ばれる都市であり続けるため、既に生まれつつある好循環をさらに大きな流れへと育てていくことが重要です。

例えば、市内で学んだ子どもたちが、今では地域の担い手として活躍していること、市民が排出したごみが電気となり、市内で利用されていることなど、こうした一つひとつの循環をさらに確かなものとしてまいります。

川崎をさらに先へと進めていくため、市民の皆さまの御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

令和8(2026)年3月 川崎市長



福田 紀彦

目次

01	序章	5	04	第4期実施計画	29
	1 総合計画の趣旨	6		1 重点的に取り組む課題(テーマ)	30
	2 総合計画の構成	6		2 政策体系別の取組	34
	3 計画期間	6		3 進行管理・評価	132
	4 政策の体系	7		4 区のまちづくりの方向性	134
	5 計画改定にあたっての基本認識	8	05	資料編	157
	6 計画推進に向けた考え方	14		1 総合計画改定の経過	158
02	基本構想	17		2 計画事業費	160
03	基本計画	23		3 事務事業一覧	162
				4 成果指標一覧	174
				5 総合計画と連携する計画	190

01

序章

- ❶ 総合計画の趣旨
- ❷ 総合計画の構成
- ❸ 計画期間
- ❹ 政策の体系
- ❺ 計画改定にあたっての基本認識
- ❻ 計画推進に向けた考え方



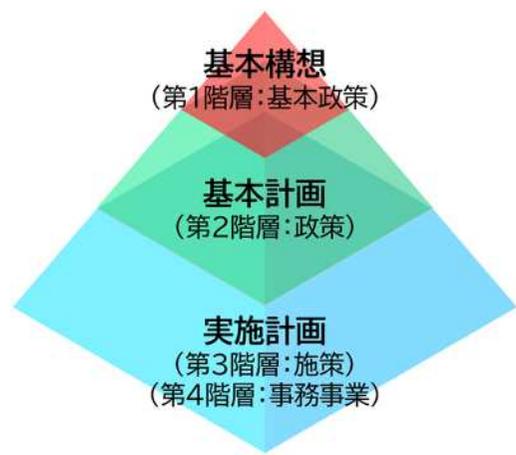
1 総合計画の趣旨

- 行政が担う分野や役割は多岐にわたりますが、近年、社会経済環境の急速な変化により、行政課題は一層複雑かつ多様化しています。
- こうした中においても、本市が持続的な発展を遂げるためには、限られた財源や人員といった経営資源を有効に活用し、計画的かつ効果的に施策を展開していくことが求められます。
- また、行政だけでは解決が困難な課題に、市民、企業、団体、大学など多様な主体と連携しながら地域社会全体で立ち向かうため、まちづくりのビジョンや方向性を広く共有することも重要です。
- 総合計画は、こうした認識のもと、本市がめざす将来の姿を示し、その実現に向けた取組を体系的に取りまとめた、行政運営の基本となる計画です。

2 総合計画の構成

- 総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とします。
- 「基本構想」では、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を定めます。
- 「基本計画」では、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、政策及びその方向性を明らかにします。
- 「実施計画」では、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めます。また、第4期実施計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとしします。

川崎市総合計画(政策体系)



【基本構想】
本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めるもの

【基本計画】
基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするもの

【実施計画】
上記のビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもの

議決の対象

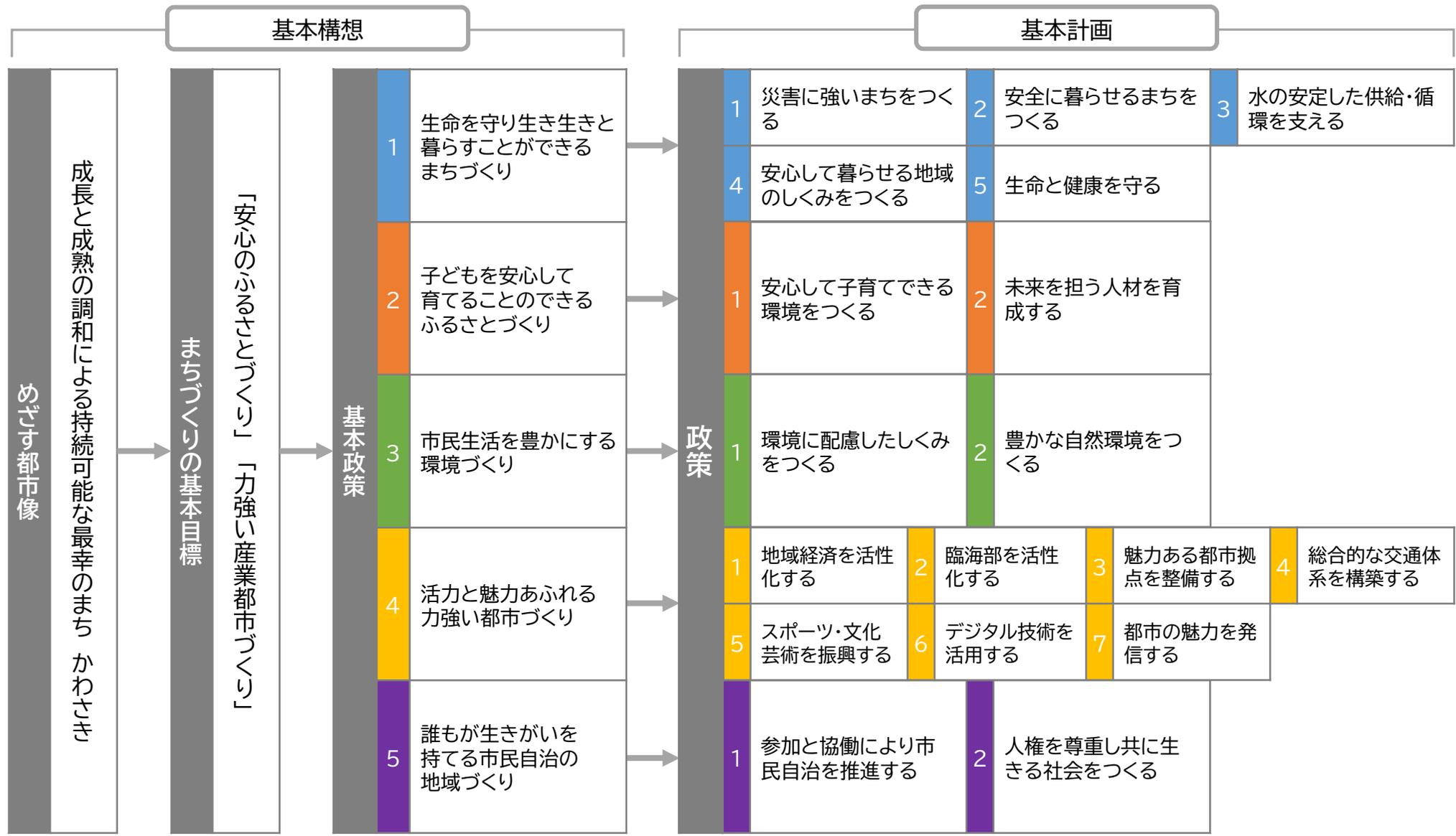
3 計画期間

- 基本構想
計画期間の定めなし
- 基本計画
令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間
- 第4期実施計画
令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間





4 政策の体系



※ 「めざす都市像」の「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。
 ※ 5つの「基本政策」と18の「政策」のもとに、「実施計画」で定める48の「施策」と350の「事務事業」が連なります。



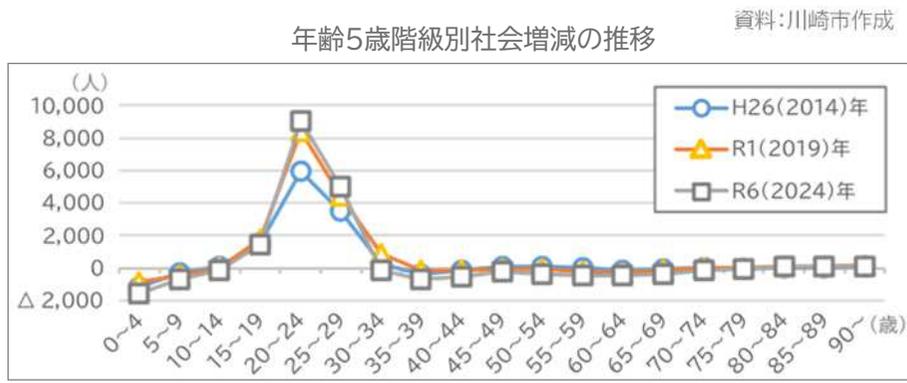
5 計画改定にあたっての基本認識

(1) 川崎市の現状

① 人口動態

- 全国的に人口減少が進む中、本市では人口増加が続いています。令和2(2020)年国勢調査によると、本市は大都市(政令指定都市及び東京都区部)の中で平均年齢が最も若く、高齢化率(65歳以上の人口割合)が最も低くなっています。
- また、大都市の中では、令和5(2023)年10月1日時点で自然増減(出生-死亡)の数、比率がともに最も高く、出生率も第2位という状況にありますが、自然増減は令和3(2021)年にマイナスに転じており、少子高齢化は徐々に進行しています。
- 昨今の人口増加は社会増減(転入-転出)によるものですが、10代後半から20代では大幅な転入超過が続く一方で、いわゆる子育て世代では転出超過が続いています。

- 総合計画改定に向けた将来人口推計では、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等により、当面、人口増加が続くものと見込んでいますが、年少人口(0~14歳)は既に減少傾向に転じており、生産年齢人口(15~64歳)もまもなくピークを迎え、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれます。
- こうした人口動態の変化を捉えて、当面の人口増加に伴う需要への対応と、将来的に訪れる人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営が求められます。



総合計画改定に向けた将来人口推計(令和7(2025)年5月)

※ 各年10月1日時点。端数処理を行っているため合計が合わない場合があります。

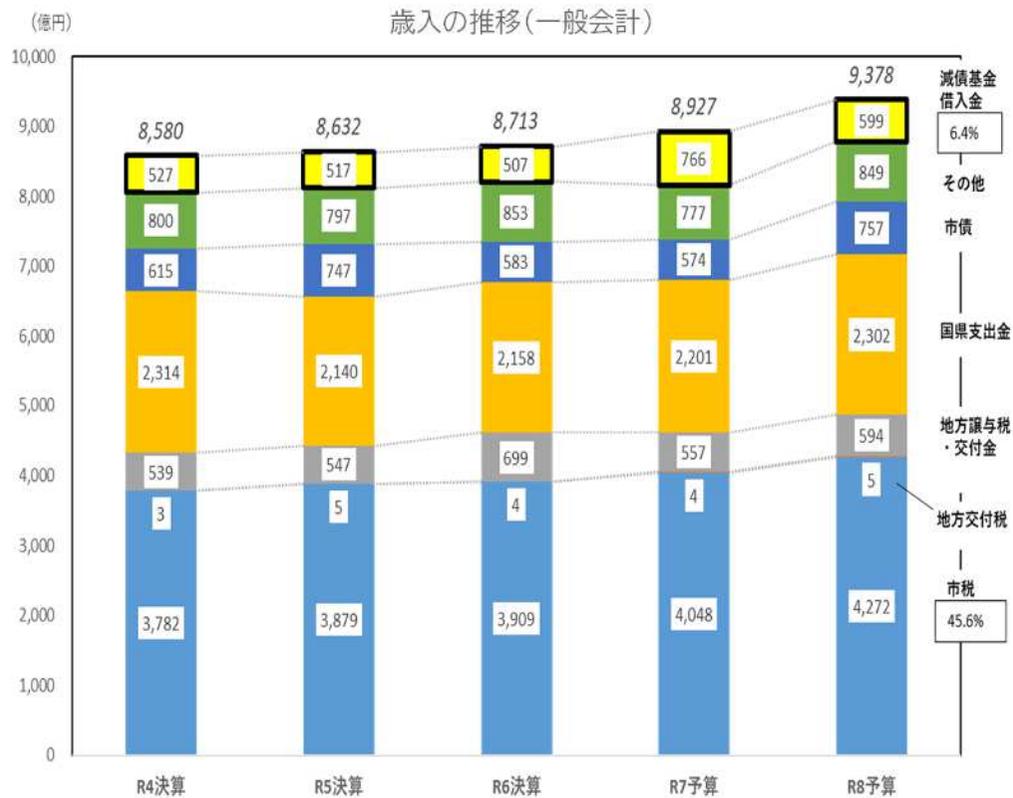
(万人)	実績	推計
麻生区	153.8	155.8, 158.1, 159.3, 158.6, 156.6, 154.0, 151.1, 147.5, 143.3, 139.0
多摩区	18.1	18.0, 17.9, 18.0, 17.6, 17.1, 16.6, 16.0, 15.3, 14.5, 13.7
宮前区	22.2	22.9, 23.1, 23.2, 23.0, 22.7, 22.4, 22.2, 21.7, 21.1, 20.6
高津区	23.4	23.5, 23.7, 23.8, 23.6, 23.2, 22.7, 22.1, 21.4, 20.5, 19.6
中原区	23.4	23.7, 24.1, 24.4, 24.5, 24.4, 24.2, 23.9, 23.5, 23.1, 22.6
幸区	26.4	26.9, 27.8, 28.2, 28.4, 28.3, 27.9, 27.6, 27.2, 26.8, 26.4
川崎区	17.1	17.5, 18.2, 18.5, 18.7, 18.8, 18.9, 18.8, 18.7, 18.6, 18.4
川崎市	23.3	23.3, 23.3, 23.1, 22.6, 22.0, 21.2, 20.5, 19.6, 18.7, 17.8

(単位:人)	R2年(2020)	R7年(2025)	R12年(2030)	R17年(2035)	R22年(2040)	R27年(2045)	R32年(2050)	R37年(2055)	R42年(2060)	R47年(2065)	R52年(2070)
総数	1,538,262	1,557,500	1,581,000	1,592,500	1,585,500	1,565,500	1,539,900	1,511,200	1,474,800	1,432,800	1,390,000
0~14歳	189,578 (12.3%)	172,900 (11.1%)	161,500 (10.2%)	156,300 (9.8%)	162,000 (10.2%)	161,600 (10.3%)	157,500 (10.2%)	151,400 (10.0%)	142,500 (9.7%)	134,100 (9.4%)	129,500 (9.3%)
15~64歳	1,037,169 (67.4%)	1,062,300 (68.2%)	1,064,800 (67.4%)	1,040,000 (65.3%)	984,000 (62.1%)	945,000 (60.4%)	917,300 (59.6%)	900,900 (59.9%)	882,900 (59.9%)	849,300 (59.3%)	825,400 (59.4%)
65歳~	311,515 (20.3%)	322,300 (20.7%)	354,600 (22.4%)	396,200 (24.9%)	439,500 (27.7%)	458,900 (29.3%)	465,100 (30.2%)	458,800 (30.4%)	449,300 (30.5%)	449,500 (31.4%)	435,100 (31.3%)

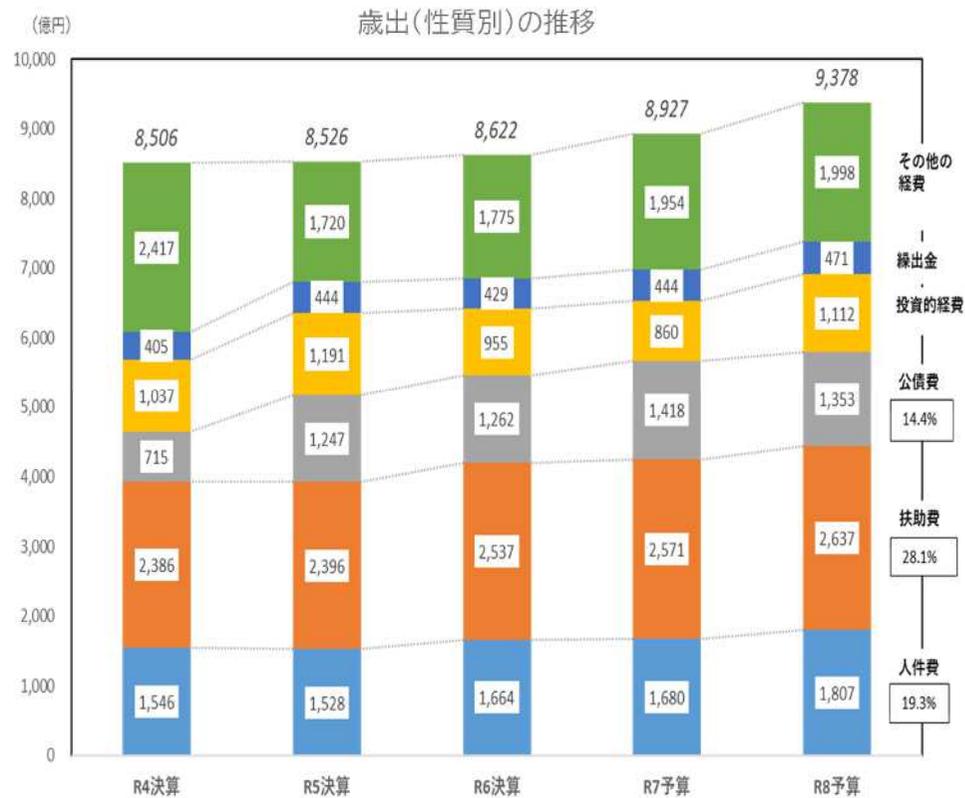


② 財政状況

- 本市の一般会計の歳入は、市税収入の堅調な伸びなどにより年々増加しています。また、歳入の構成としては、市税の割合が高くなっています。
- 市税収入は、令和8(2026)年度予算では、4,272億円となり、過去最大となっています。
- 一方で、ふるさと納税については、寄附受入額増加に向けた取組を進めていますが、市税の減収額は年々拡大しており、令和8(2026)年度予算では、172億円の減収が見込まれています。



- 一般会計の歳出は、近年、国による新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応などの影響により、増加傾向にあります。また、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の割合が、年々高くなっており、財政の硬直度高まっています。
- 扶助費については、社会福祉費(国の物価高騰支援給付金、障害福祉サービスなど)や、児童福祉費(児童手当、保育事業など)が増加しています。
- 物価高騰や国の制度変更などに伴う財政措置が十分でないなど、引き続き厳しい財政環境が続くことが見込まれる中、総合計画の着実な推進に向け、「今後の財政運営の基本的な考え方」を踏まえて、総合計画を推進していく必要があります。



※ R5決算から減債基金借入金償還金を、その他の経費から公債費へ分析変更している。



(2) 川崎市を取り巻く環境変化と主な課題等

- 少子高齢化や人口減少の進行、社会のデジタル化の加速など、本市を取り巻く環境は急速に変化しています。
- 将来の予測が困難な時代にあっても、行政サービスの質を確保し、持続可能な都市の成長を実現するためには、環境の変化を的確に捉え、本市の強みやポテンシャルを最大限に引き出しながら、課題解決に取り組んでいく必要があります。



少子高齢化・人口減少の進行

少子高齢化・人口減少による社会構造の変化を背景に、人手不足をはじめとする深刻な課題が顕在化しています。当面の人口増加への対応に加え、近い将来に予測される急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換を見据え、影響の緩和と変化への適応の両面から、着実に取組を進める必要があります。



都市インフラの老朽化と有効活用

令和12(2030)年度には公共建築物の約76%が築30年以上となります。計画的な大規模修繕や施設更新に取り組むとともに、都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理が必要です。また、まちの賑わいや交流の創出に向け、道路や河川、公園など公共空間の一層の有効活用が求められています。



気候変動の深刻化

近年、各地で異常な暑さが観測されるとともに、台風や局地的豪雨による被害が毎年のように発生するなど、気候変動問題は一層深刻化し、市民生活や自然環境に重大な影響を与えています。脱炭素化を加速させるとともに、市民の生命や健康を守る取組を早急に進める必要があります。



未来志向の産業振興

人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現するため、扇島地区をはじめ、南渡田地区、キングスカイフロント、新川崎・創造のもりなど、最先端技術産業やイノベーション創出を促進する拠点の形成を各地で推進するとともに、拠点間の連携に取り組む必要があります。



自然災害リスクの増大

首都直下地震や南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化しています。市民の安全・安心を最優先に、ハード・ソフト両面の防災対策を強化し、あらゆる災害に対応できる強靱な都市づくりを進めていく必要があります。



DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展

生成AIや自動運転技術、量子コンピューティングなど、革新的な技術の進展は、社会や生活様式に大きな変化をもたらしています。行政サービスの質の向上や業務の効率化を図るため、行政分野においてもデジタル化の取組を一層加速させることが求められています。



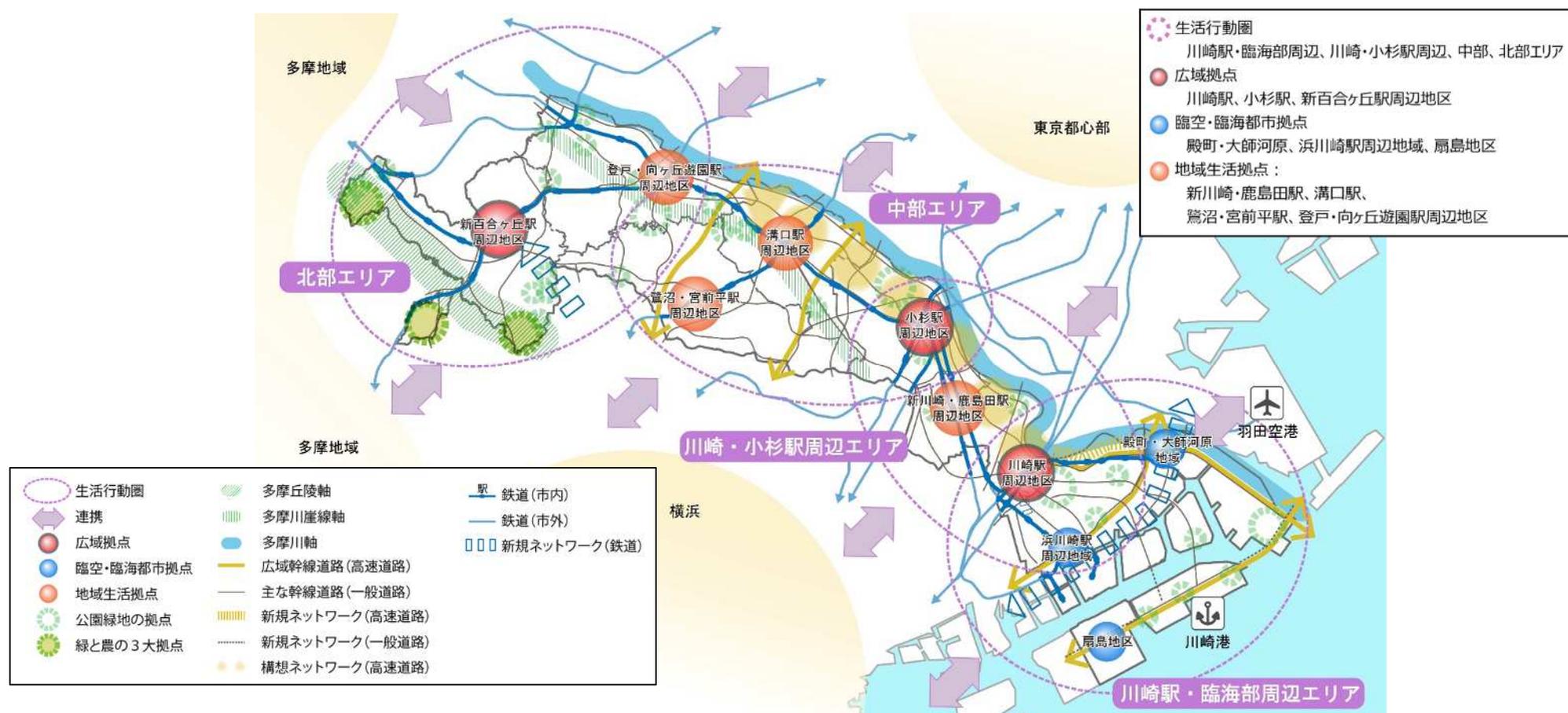
(3) 都市構造の考え方

～「広域調和・地域連携型の都市構造」をめざします～

「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」の更なる推進と「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたいくなるまちづくり」「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」に取り組みます。

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、南北に長い本市の地理的な特徴、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況、地域の特性などから、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道沿線を中心に展開しています。急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換等に対応するためには、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されます。

本市はこれまで、近隣都市の状況を踏まえた広域的視点により各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりを、交通環境等の整備も一体的に進めることで、バランスよく「広域調和・地域連携型」のまちづくりを推進してきました。引き続き、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識しながら「広域調和・地域連携型」の都市構造をめざし、取組を推進します。





① 魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの推進

まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきた都市機能や交通網、首都圏における地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等を推進するとともに、首都圏の都市機能を支える交通網の強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型のまちづくりを推進します。

- 広域拠点（川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区）
首都圏における地理的優位性があり、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かすとともに、生活行動圏を踏まえ、時代の変化に応じた都市機能の集積・更新や高度化を引き続き進め、魅力と活力にあふれた拠点形成を推進します。
- 臨空・臨海都市拠点（殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域、扇島地区）
首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、高度な研究開発・生産・エネルギー・物流機能の集積といった優れたポテンシャルを活かすとともに、ライフサイエンス分野の集積や大規模土地利用転換を契機とした産業のカーボンニュートラル化、革新的な技術・素材・製品等の創出とこれらを支える基盤整備を確実に進め、我が国の重点課題の解決や経済を牽引する活力ある拠点形成を推進します。

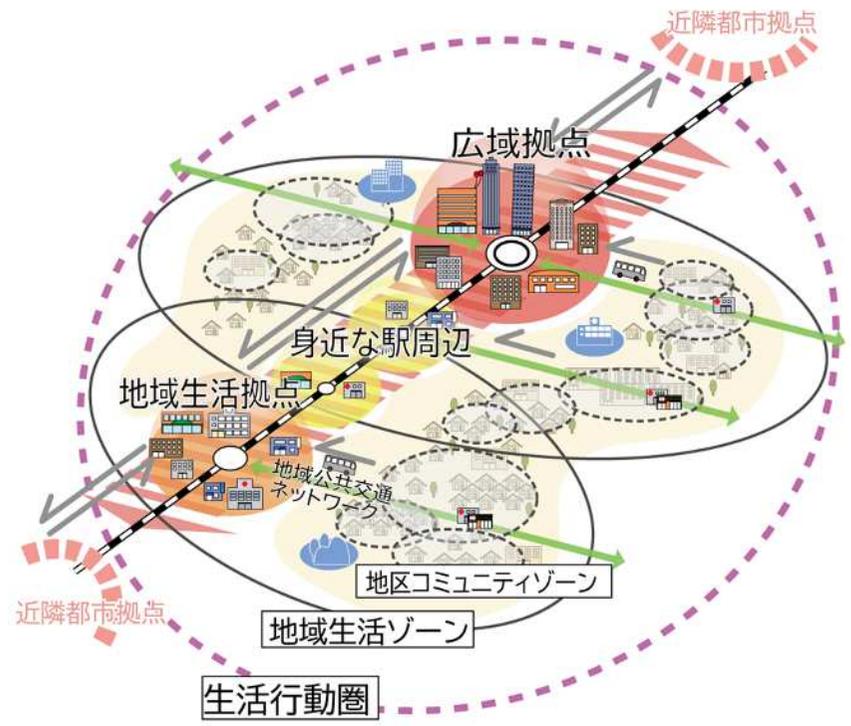
② 身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたいくなるまちづくりの推進

市民の日常生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線を中心に展開する「生活行動圏」で構成されており、広域拠点等の整備による効果は、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。

まちの波及的發展を促しながら、鉄道を主軸とした地域公共交通ネットワークの形成により、地域間の一体性と都市機能の向上を図り、地域の特性を活かした身近な地域が連携するまちづくりを推進します。

- 地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）
商業・業務・都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、各地域の特性や個性を活かした拠点形成を推進します。

生活行動圏の沿線まちづくりイメージ図



地域公共交通ネットワークイメージ図





③ 持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築

a. 広域的な交通網

首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網を活かしながら、市内外の拠点間の更なる連携や新たな飛躍に向けた拠点形成による国際競争力の向上など、首都圏機能の強化を図るため、羽田空港へのアクセス強化などを推進します。

b. 市域の交通網

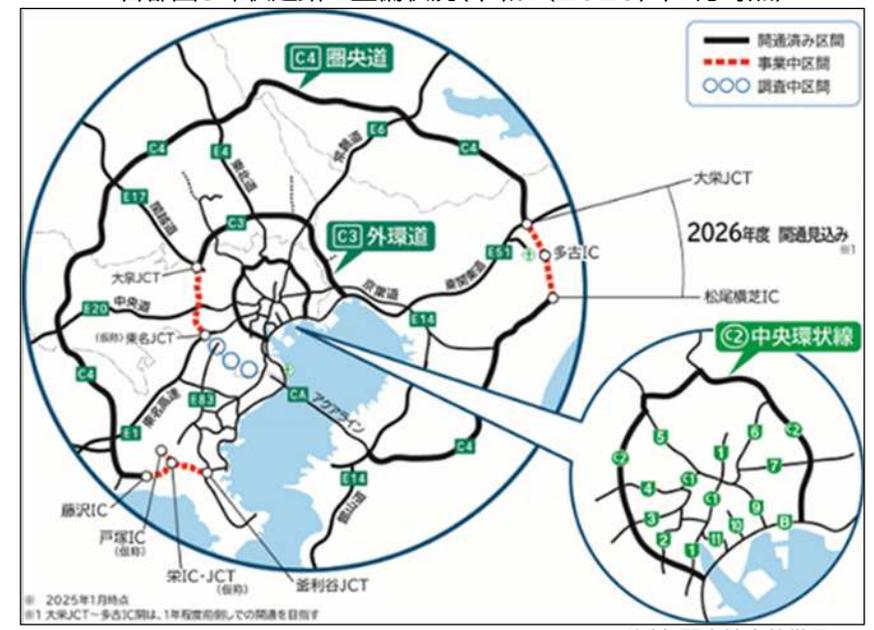
道路の慢性的な渋滞は経済損失を招き、環境や交通安全、路線バスの運行など、市民生活に影響を及ぼすことから、広域的な交通網やまちづくりと一体となった機能的な市域の交通網を形成するため、幹線道路や鉄道の連続立体交差等の整備を推進するとともに、駅との交通結節機能の強化や早期に効果が発現する交差点改良などの取組を推進します。

c. 身近な交通環境

将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、地域公共交通の基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する身近な交通環境を整備するなど、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成を推進します。

また、路線バスと多様なモビリティをつなぎ、地域の賑わい創出にも寄与する「身近な生活拠点」となるモビリティステーションの形成を推進します。

首都圏3環状道路の整備状況(令和7(2025)年1月時点)

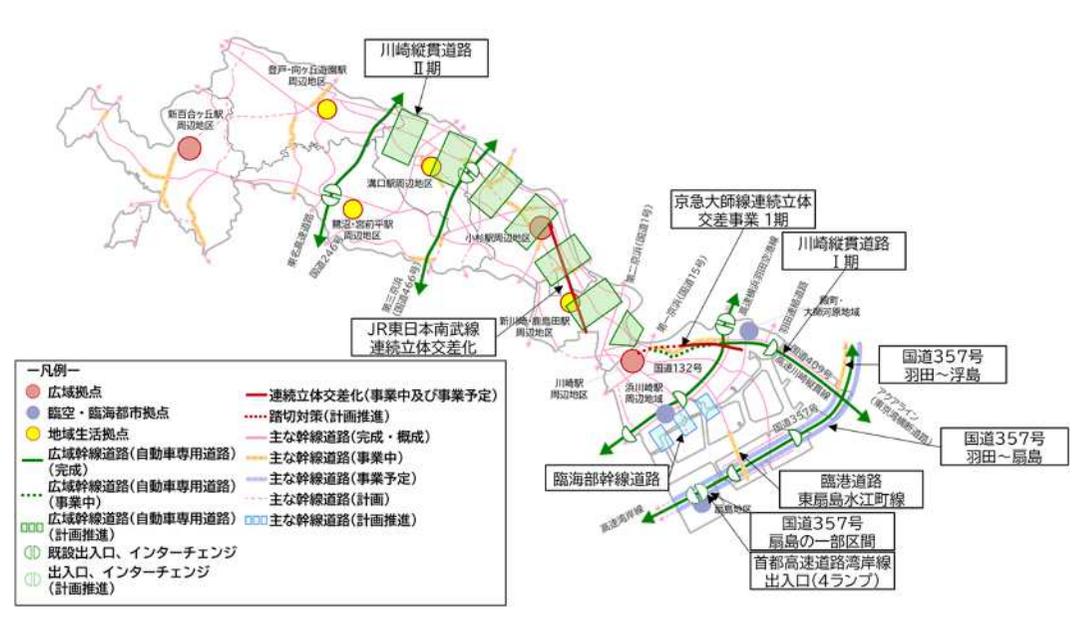


資料：関東地方整備局

めざす鉄道網



めざす道路網





6 計画推進に向けた考え方

- 次の考え方を踏まえながら、総合計画を着実に推進します。あわせて、計画推進に必要な経営資源を確保するため、「行財政改革第4期プログラム」に基づく改革を進めます。



デジタル技術の活用

行政手続や内部事務のデジタル化を加速して、業務の効率化を一層推進するとともに、さまざまな施策で先端技術を積極的に活用し、市民生活の質の向上や持続可能な社会の構築につなげていきます。



多様な主体との共創

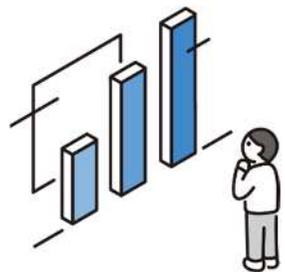
市制100周年を契機に生まれた多彩な取組や、市民・企業・団体等とのつながりなどをレガシーとして、官民が一体となって、さまざまな人たちが未来にチャレンジできる活力あるまちをめざします。



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

SDGsを踏まえた政策の推進

職員一人ひとりがSDGsを強く意識して各施策に取り組むとともに、施策とSDGsとの関係を市民に分かりやすく伝えるため、引き続き、総合計画に掲げる施策とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。



データを活用した政策形成

政策の有効性を高めるとともに、行政の信頼性を確保するため、客観的な根拠に基づき、多角的な視点から現状把握や課題分析、目標設定等を行うなど、データを活用した政策形成 (EBPM) を推進します。



議論を軸とした行政運営

意思決定の手段としての議論にとどまらず、日常的にディスカッションが行われる組織文化を定着させ、職員の主体的な参画と多様な視点の共有を通じて、政策の質と組織の対応力を高めます。



新たな大都市制度の創設

社会環境が大きく変化する中、これからの時代に対応するため、地方自治制度の見直しが必要です。地域課題に総合的かつ的確に対応し、持続可能な行政サービスの提供につながる新たな大都市制度「特別市」の実現をめざします。



新たな大都市制度の創設 ～川崎市がめざす「特別市」の実現～

我が国が抱える危機

- 進み続ける人口減少**
全国の自治体が加速度的な人口減少に直面し、持続可能な行政運営が難しくなるおそれが高まっています。
- 一極集中の加速**
人材の過度な偏在や地域格差の拡大とともに、首都圏での大規模災害発生時に備える必要があります。
- 停滞する経済状況**
我が国の経済は長期にわたり低迷し、国際的地位が低下している状況にあります。

指定都市制度の課題

- 迅速な対応への支障**
国との調整に県を通さなければいけないことにより、対応に時間を要することがあります。
- 非効率な行政運営**
県と市との間で事務や権限が分かれていることで、効率的な行政運営の支障となっています。
- 不十分な財源**
県に代わり行っている役割・事務量に見合う財源が十分に措置されていない状況があります。

これらの危機・課題を乗り越えるため

- 効率的な行政体制の実現に向けた地方自治制度の見直し
- 大都市の役割を最大限発揮できるしくみの構築

人口減少や少子高齢化をはじめ、我が国の危機的な状況が見込まれる中、新たな大都市の形である「特別市」が実現することで、行政サービスの充実や都市の成長につながるとともに、圏域の核となってその発展を牽引します。圏域の発展は、一極集中により生じる課題の解決にも寄与し、日本全体の成長・発展、多極分散型の持続可能な社会の実現につながっていきます。

指定都市である本市は、県に代わって多くの事務を担っていますが、取り巻く環境が急速に変化し、さまざまな課題が生じる中で、より充実した行政サービスを迅速に提供するため、「特別市」の早期実現をめざしています。

「特別市」制度とは

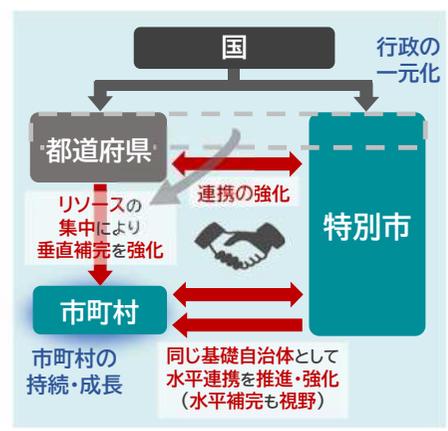
- ✓ 広域自治体に包含されない一層制の地方自治体
- ✓ 市域内において、現在、県が担っている広域自治体の事務と、市が担っている基礎自治体の事務を統合し、市民に身近な基礎自治体が一元的に担う、新たな地方自治のしくみ



「特別市」の実現により・・・

都道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

「特別市」と都道府県がそれぞれの役割に注力し、リソースを重点化するとともに、地方自治体間の連携を促進することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながります。



効率的かつ機動的な大都市経営

市域内の行政サービスを一元的に担うことで、より柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、効果的な施策を展開することができるようになり、市民の利便性の向上につながります。

全国の指定都市が連携

全国20の指定都市の市長により構成される「指定都市市長会」において議論を重ね、多様な大都市制度の早期実現をめざしています。

指定都市市長会議 (令和7(2025)年11月)

02

基本構想



川崎市基本構想

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性など、さまざまな特色を有しています。

このまちの歴史を紐解くと、かつて街道や宿場として栄え、多くの人々が行き交い、多彩な文化が根付き、現在に至るまで多様な価値観を受け入れ、新しいものに寛容な風土が育まれてきました。

また、震災や戦災、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきた数々の困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

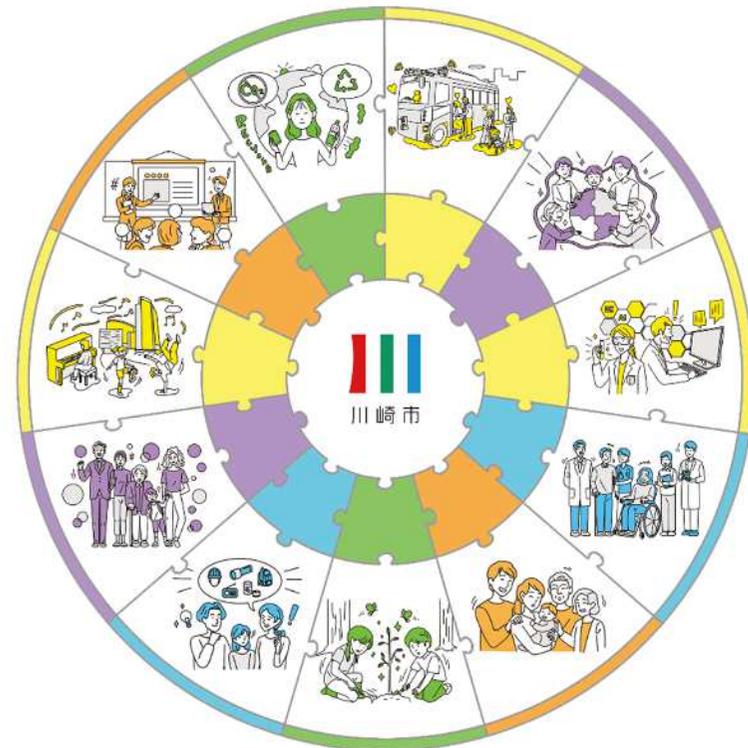
こうした多様性や挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、さまざまな文化に彩られた利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少社会においても成長が見込まれる生命科学・医療技術、ヘルスケア、環境・エネルギーなどの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続け、令和6(2024)年7月1日には市制100周年という歴史的な節目を迎えました。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これまで人口増加が続いた川崎市においても、近い将来、急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれます。

さらに、気候変動問題の深刻化、AI(人工知能)をはじめとする革新的な技術の進展、国際情勢の不確実性の高まりなど、時代はまさに激動しています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や事業者、行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。





II めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、すべての市民が安全に安心して暮らせる環境のもと、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な行政サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、国と地方の適切な役割分担のもと、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。





Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、生命や財産などが確実に守られる必要があります。首都直下地震をはじめとした大規模地震の切迫性の高まりや、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加する中においても、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。



2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

将来を予測することが困難な時代においても、子どもたちが夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会を実現するために、妊娠期から子育て期まで、子どもと家庭に寄り添った切れ目のない支援を進めるとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として力強く羽ばたいていける社会をめざします。

3 市民生活を豊かにする環境づくり

私たちの暮らしは豊かな自然環境に支えられていますが、気候変動や資源の逼迫、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題は、より深刻化しています。環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、脱炭素化や資源循環を加速するなど、地球や地域の環境を保全し、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせて作りだしていきます。





4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

経済や暮らしを支える中小企業の活性化と、誰もが生き生きと働き続けられる環境づくりを進めます。あわせて、人口減少や気候変動などの社会課題解決につながる最先端技術やイノベーションを生み出す拠点を形成し、我が国の成長を力強く牽引する、未来志向の産業都市づくりを進めます。

また、多くの人が集い、賑わう広域的な拠点の整備や、誰もが安全・安心に暮らせる身近なまちづくりと、これらをつなぎ、支える交通ネットワークの形成とを両輪で進めることにより、持続可能なまちづくりを進めます。

さらに、地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にしながら、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げます。それらが融合し、進化する川崎の多彩な魅力を戦略的に発信することで、都市ブランドの確立とシビックプライドの醸成を図り、賑わいと交流が広がるまちづくりを進めます。



5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となった、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって学び、生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

03

基本計画



川崎市基本計画

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 計画期間

令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間

III 政策の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策1-1 災害に強いまちをつくる	<p>大規模地震や風水害など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていく必要があります。</p> <p>かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、まちの耐震化や不燃化、浸水対策、消防力の強化を着実に進めるとともに、行政と市民、団体、企業等が連携し、自助・共助・公助の役割のもと、地域社会全体で力を合わせながら、災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。</p>
	政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる	<p>自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。</p> <p>また、地域の生活基盤となる道路等を適切に維持・管理し、安全で快適な市民の暮らしを支えます。</p>
	政策1-3 水の安定した供給・循環を支える	<p>水道と下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化など、自然災害リスクが増大する中、将来にわたり安定して機能させることが求められています。</p> <p>持続可能な上下水道機能を確保するため、水道水の安定供給と健全な水循環の形成に取り組みながら、施設の耐震化や、浸水、老朽化対策を計画的に進めます。</p>



基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる	<p>急速な高齢化の進行に伴い、支援が必要となる高齢者の更なる増加が見込まれます。健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化し、地域のさまざまな主体が支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした、誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。</p> <p>また、セーフティネットである社会保障制度を適切に運営し、市民の暮らしの安心を保障します。</p>
	政策1-5 生命と健康を守る	<p>高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。</p> <p>地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。</p>
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる	<p>子どもを取り巻く環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。</p> <p>子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。</p>
	政策2-2 未来を担う人材を育成する	<p>社会の不確実性が高まり、子どもたちが将来を描きにくい状況にある中、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。</p> <p>また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。</p>
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる	<p>本市はこれまで、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者などとの協働により、地球温暖化対策や、廃棄物の減量、資源化等に取り組んできました。一方で、猛暑による健康被害や集中豪雨による浸水被害など、気候変動問題は深刻化し、市民生活にもさまざまな影響をもたらしています。</p> <p>持続可能な社会を実現するため、大気や水など地域環境の更なる改善を図りながら、気候変動の影響から市民を守る取組を進めるとともに、多様な主体との連携を一層強化し、温室効果ガスの排出量削減や資源循環に向けた取組を着実に推進します。</p>
	政策3-2 豊かな自然環境をつくる	<p>本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々にやすらぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、その存在自体に大きな価値があります。</p> <p>こうした自然環境を市民の貴重な財産として次世代に継承するため、市民や企業など多様な主体と力を合わせて、保全・創出・育成に取り組めます。</p>



基本政策4

活力と魅力あふれる
力強い都市づくり

政策4-1
地域経済を活性化する

急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれる中、地域の活力を維持するためには、技術革新や働き方の多様化など、社会経済環境の変化を的確に捉えながら、市内産業を持続的に発展させることが不可欠です。

医療、福祉、環境など、社会的課題の解決に資する分野におけるイノベーションの創出を促進するとともに、市内経済を支える中小企業の競争力を高め、地域産業の基盤強化につなげます。

また、川崎の魅力を活かした誘客や、地域に根ざした商業、農業の振興に加えて、若者や女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境を整え、地域経済の好循環を生み出し、活力を高めます。

政策4-2
臨海部を活性化する

臨海部では、製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスや環境技術など成長分野の集積が進み、かつてない規模の土地利用転換も始まっています。

羽田空港との近接性等を活かしながら、日本経済を牽引する高度な産業集積と、新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、多様な人材の集積や、新技術の創出につながる拠点のマネジメントに取り組みます。

また、臨海部のカーボンニュートラル化を推進するとともに、港湾物流拠点の形成や市民に親しまれる港づくりを進めます。

政策4-3
魅力ある都市拠点を整備する

本市では、首都圏における地理的優位性を活かし、多様な都市機能の集積を進めています。都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、急速な高齢化の進行を見据え、誰もが暮らしやすい都市環境の実現に向けて、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点を形成し、身近な地域が連携したまちづくりを進めます。

政策4-4
総合的な交通体系を構築する

首都圏における交通ネットワークの強化に向けて、既存施設を最大限に活用し、広域交通の円滑化とともに、拠点間の連携など経済活動や市民生活を支える交通環境の形成を図ります。

また、急速な高齢化の進行や公共交通分野における人手不足等の課題に対応するため、地域の実情に応じた柔軟な交通サービスの導入など、誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通環境の形成を図ります。



基本政策4 活力と魅力あふれる 力強い都市づくり	政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する	<p>本市には、トップレベルのスポーツや質の高い芸術に触れる機会が豊富にあり、世界水準の音響性能を誇る「ミュージア川崎シンフォニーホール」をはじめ、魅力的な施設も数多く立地しています。こうした地域資源を活用し、市民の間でさまざまな活動が育まれており、近年ではブレイキンなど、若者を中心とした新しい文化も定着しつつあります。</p> <p>これらの活動は、健康づくりや創造性の育成、人と人とのつながりの促進、さらには地域の魅力の向上にも寄与するものであり、誰もがスポーツや文化芸術に親しめるまちづくりを進めます。</p>
	政策4-6 デジタル技術を活用する	<p>人口減少の進行により人手不足の拡大が見込まれる中、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術の活用がこれまで以上に重要となります。</p> <p>行政手続のオンライン化をはじめ、公共データのオープン化や情報セキュリティの確保、情報機器に不慣れな方への対応など、市民の利便性や行政の信頼性の向上に資する行政サービスのデジタル化を推進します。</p>
	政策4-7 都市の魅力を発信する	<p>本市では、地域ごとに特色ある歴史や文化が生まれ、スポーツや音楽、多摩川をはじめとした自然環境など、多様で魅力的な地域資源を有しています。近年では、交通便利性を活かしたまちづくりによって活気が生み出されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積により、都市のポテンシャルも高まっています。</p> <p>こうした川崎の強みを活かし、市民の愛着と誇りを高めるとともに、都市イメージの更なる向上を図るため、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。</p>
基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の 地域づくり	政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する	<p>少子高齢化の進行等により、地域の課題がますます複雑化・多様化する一方で、豊富な経験を持つシニア世代、社会貢献に関心を持つ若い世代、地域で活動する団体や企業などの取組も進められています。こうした多様な主体による協働・連携を一層推進し、地域課題の解決に取り組みます。</p> <p>また、区役所を中心に行政サービスの利便性向上を図るとともに、地域の人材や特性を活かして課題に応じたコミュニティ形成を促進し、市民の主体的な活動を支えます。あわせて、生涯学習の機会を通じて、人と人とのつながりを広げるとともに、子どもから高齢者までが互いに学び合い、成長し合える地域を育みます。</p>
	政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる	<p>人と人とのつながりの希薄化や、戦争体験者の高齢化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。</p> <p>一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性の尊重に向けた取組を進めます。</p>

